

○文部科学省告示第百三十号

大学設置基準等の一部を改正する省令（令和四年文部科学省令第三十四号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、大学設置基準等の一部を改正する省令の施行に伴う文部科学省関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

令和四年九月三十日

文部科学大臣 永岡 桂子

大学設置基準等の一部を改正する省令の施行に伴う文部科学省関係告示の整理に関する告示

（大学が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場合について定める件の一部改正）

第一条 大学が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場合について定める件（平成十五年

文部科学省告示第四十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>一〇三 「略」</p> <p>四 当該授業を行う校舎及び附属施設以外の場所は、教育にふさわしい環境を有し、当該場所には、必要な施設及び図書等の設備が適切に整備されていること</p>
改正前	<p>一〇三 「同上」</p> <p>四 当該授業を行う校舎及び附属施設以外の場所は、教育にふさわしい環境を有し、当該場所には、学生自習室その他の施設及び図書等の設備が適切に整備されていること</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

（大学設置基準第六十条の規定に基づき、新たに大学等を設置し、又は薬学を履修する課程の修業年限を変更する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件の一部改正）

第二条 大学設置基準第六十条の規定に基づき、新たに大学等を設置し、又は薬学を履修する課程の修業年限を変更する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件（平成十五年文部科学省告示第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>大学設置基準第六十一条の規定に基づき、新たに大学等を設置し、又は兼学を履修する課程の修業年限を変更する場合の教育研究実施組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備については次のように定める。</p> <p>1 教育研究実施組織の段階的な整備については、次の各号に該当する場合において認めるものとする。</p> <p>一・二 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 文部科学大臣は、大学等の設置を認可した後、当該認可時における留意事項、授業科目の開設状況、教育研究実施組織の整備状況その他の年次計画の履行状況について報告を求め、必要に応じ、書類、面接又は実地により調査することができるものとする。</p>	<p>大学設置基準第六十条の規定に基づき、新たに大学等を設置し、又は兼学を履修する課程の修業年限を変更する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備については次のように定める。</p> <p>1 教員組織の段階的な整備については、次の各号に該当する場合において認めるものとする。</p> <p>一・二 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 文部科学大臣は、大学等の設置を認可した後、当該認可時における留意事項、授業科目の開設状況、教員組織の整備状況その他の年次計画の履行状況について報告を求め、必要に応じ、書類、面接又は実地により調査することができるものとする。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

（大学設置基準別表第一イ備考第九号の規定に基づき薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部に係る専任教員について定める件の一部改正）

第三条 大学設置基準別表第一イ備考第九号の規定に基づき薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部に係る専任教員について定める件（平成十六年文部科学省告示第七十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）別表第一イ備考第十号の規定に基づき、薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部に係る基幹教員について次のように定める。

1 大学設置基準別表第一イに規定する薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部に係る基幹教員数に六分の一を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを切り上げる。次項において「実務の経験を有する基幹教員数」という。）は、おおむね五年以上の薬剤師としての実務の経験を有する者とする。

2 実務の経験を有する基幹教員数に三分の二を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）の範囲内については、基幹教員以外の者であっても、一年につき六単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部の運営について責任を担う者で足りるものとする。ただし、当該者の数は、大学設置基準別表第一イ(1)備考第二号ただし書の規定により複数の学部について算入する基幹教員の数及び同表備考第三号の規定により算入する教員の数と合わせて、同表により当該大学に置く薬学関係の学部の種類及び規模に応じ定める基幹教員の数（共同学科を置く学部にあつては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる基幹教員の数と同令第四十六条の規定により得られる当該共同学科に係る基幹教員の数を合計した数）と同令別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める基幹教員の数を合計した数の四分の一を超えないものとする。

改正前

大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）別表第一イ備考第九号の規定に基づき、薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部に係る専任教員について次のように定める。

1 大学設置基準別表第一イに規定する薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部に係る専任教員数に六分の一を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを切り上げる。次項において「実務の経験を有する専任教員数」という。）は、おおむね五年以上の薬剤師としての実務の経験を有する者とする。

2 実務の経験を有する専任教員数に三分の二を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）の範囲内については、専任教員以外の者であっても、一年につき六単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部の運営について責任を担う者で足りるものとする。

（大学が外国に学部、学科その他の組織を設ける場合の基準の一部改正）

第四条 大学が外国に学部、学科その他の組織を設ける場合の基準（平成二十年文部科学省告示第百三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>大学設置基準第五十八条の規定に基づき、大学（短期大学を除く。以下同じ。）が外国に学部、学科その他の組織を設ける場合は、次に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>一 大学が外国に設ける学部、学科その他の組織（以下「外国組織」という。）における基幹教員数は、次に定めるところにより、大学設置基準第十条の規定を適用して得た数とすること。</p> <p>イ・ロ 「略」</p> <p>二〇六 「略」</p>	<p>大学設置基準第四十三条の規定に基づき、大学（短期大学を除く。以下同じ。）が外国に学部、学科その他の組織を設ける場合は、次に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>一 大学が外国に設ける学部、学科その他の組織（以下「外国組織」という。）における専任教員数は、次に定めるところにより、大学設置基準第十三条の規定を適用して得た数とすること。</p> <p>イ・ロ 「同上」</p> <p>二〇六 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

（大学設置基準附則第七項の規定に基づき、医学部の収容定員を七百二十人を超えて増加する大学の専任教員数の算定に係る別表第一ロに定める医学関係の専任教員数に係る基準について定める件の一部改正）

第五条 大学設置基準附則第七項の規定に基づき、医学部の収容定員を七百二十人を超えて増加する大学の専任教員数の算定に係る別表第一ロに定める医学関係の専任教員数に係る基準について定める件（平成二十一年文部科学省告示第百七十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>大学設置基準附則第四項の規定に基づき、医学部の収容定員を七百二十人を超えて増加する大学の基幹教員数の算定に係る別表第一口に定める医学関係の基幹教員数に係る基準について定める件</p> <p>大学設置基準附則第四項の規定に基づき、医学部の収容定員を七百二十人を超えて増加する大学の基幹教員数の算定に係る別表第一口に定める医学関係の基幹教員数については、当該大学の医学に関する学部学科における一年間の担当授業科目が六単位に満たない者及び当該大学における教育研究に従事する時間数が一週間当たり十六時間に満たない者を含めないものとする。</p>
改正前	<p>大学設置基準附則第七項の規定に基づき、医学部の収容定員を七百二十人を超えて増加する大学の専任教員数の算定に係る別表第一口に定める医学関係の専任教員数に係る基準について定める件</p> <p>大学設置基準附則第七項の規定に基づき、医学部の収容定員を七百二十人を超えて増加する大学の専任教員数の算定に係る別表第一口に定める医学関係の専任教員数については、当該大学の医学に関する学部学科における一年間の担当授業科目が六単位に満たない者及び当該大学における教育研究に従事する時間数が一週間当たり十六時間に満たない者を含めないものとする。</p>

（大学の専門職学科に関し必要な事項を定める告示の一部改正）

第六条 大学の専門職学科に関し必要な事項を定める告示（平成三十年文部科学省告示第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

<p>第一条 大学設置基準第四十二条の八第一項に規定する入学前の実務の経験を通じた実践的な能力の修得を授業科目の履修とみなして大学の定めるところにより行う単位の授与は、次の表の上欄に掲げる授業科目について、同表の中欄に掲げる者に対し、それぞれ同表の下欄に掲げる方法によって行うものとする。ただし、与えることのできる単位数は、同表の各項の方法により与える単位数を合わせて三十単位を超えないものとする。</p>	
授業科目	単位を与えられる者
単位を与える方法	<p>専門性が求められる職業に係る実務の経験を有し、かつ、法令の規定に基づく職業資格又は次に掲げる実務の能力に関する審査における成果（当該大学において大学の専門職学科の教育に相当する水準を有すると認められたものに限る。）を有することにより、当該大学の専門職学科の授業科目において修得させることとして修得させることとして修得させる能力と同等以上の能力を修得している者と認められる者</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 〔略〕</p> <p>イ 〔略〕</p>

改正前

<p>第一条 大学設置基準第四十二条の十一第一項に規定する入学前の実務の経験を通じた実践的な能力の修得を授業科目の履修とみなして大学の定めるところにより行う単位の授与は、次の表の上欄に掲げる授業科目について、同表の中欄に掲げる者に対し、それぞれ同表の下欄に掲げる方法によって行うものとする。ただし、与えることのできる単位数は、同表の各項の方法により与える単位数を合わせて三十単位を超えないものとする。</p>	
授業科目	単位を与えられる者
単位を与える方法	<p>専門性が求められる職業に係る実務の経験を有し、かつ、法令の規定に基づく職業資格又は次に掲げる実務の能力に関する審査における成果（当該大学において大学の専門職学科の教育に相当する水準を有すると認められたものに限る。）を有することにより、当該大学の専門職学科の授業科目において修得させることとして修得させる能力と同等以上の能力を修得している者と認められる者</p> <p>一 〔同上〕</p> <p>二 〔同上〕</p> <p>イ 〔同上〕</p>

<p>〔略〕</p>	<p>ロ 審査の内容が、 大学設置基準第四十二條第一項に規定する専門職学科の教育課程その他の教育の内容に照らして適切なものであること ハ・ニ 〔略〕</p>	<p>〔略〕</p>	
<p>第二條 大学設置基準第四十二條の九第一項第三号に規定する臨地実務実習に係る授業科目の開設は、次に掲げるところにより行うものとする。 一 〇五 〔略〕</p> <p>2 大学設置基準第四十二條の九第一項第三号に規定する連携実務演習等に係る授業科目の開設は、次に掲げるところにより行うものとする。 一 〇五 〔略〕</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>ロ 審査の内容が、 大学設置基準第四十二條の四第一項に規定する専門職学科の教育課程その他の教育の内容に照らして適切なものであること ハ・ニ 〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>			

（専門職大学に関し必要な事項を定める件の一部改正）

第七条 専門職大学に関し必要な事項を定める件（平成二十九年文部科学省告示第百九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）第十一
条第一項第一号、同条第三項、第十八条第二項、同条第四項、第二十五
条第一項、第二十六条第四項、第二十九条第一項第三号、第六十二条第
一項、第六十三条第二項、第七十七条及び第七十八条の規定に基づき、
専門職大学に関し必要な事項を次のように定める。

第一条 専門職大学設置基準第十一条第一号の文部科学大臣が定
める基準等については、令和三年文部科学省告示第十八号（大学設置
基準第十九条の二第一項第一号の文部科学大臣が定める基準等を定め
る件）の規定を準用する。

第二条 専門職大学設置基準第十一条第三項の規定に基づき、連携開設
科目を自ら開設したものとみなす専門職大学及び当該連携開設科目を
開設する他の大学が、当該連携開設科目を開設し、及び実施するため
に、当該連携開設科目に関して協議する事項については、令和三年文
部科学省告示第十九号（大学設置基準第十九条の二第三項の連携開設
科目を開設する大学等が協議すべき事項について定める件）の規定を
準用する。

第六条 専門職大学設置基準第二十六条第四項に規定する入学前の実務
の経験を通じた実践的な能力の修得を授業科目の履修とみなして専門
職大学の定めるところにより行う単位の授与は、次の表の上欄に掲げ
る授業科目について、同表の中欄に掲げる者に対し、それぞれ同表の
下欄に掲げる方法によって行うものとする。ただし、与えることので
きる単位数は、同表の各項の方法により与える単位数を合わせて三十
単位を超えないものとする。

〔表略〕

第七条 専門職大学設置基準第二十九条第一項第三号に規定する臨地実
務実習に係る授業科目の開設は、次に掲げるところにより行うものと

改正前

専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）第十八
条第二項、同条第四項、第二十五条第一項、第二十六条第三項、第二十
九条第一項第四号、第六十六条第一項、第六十七条第二項、第七十三条
及び第七十四条の規定に基づき、専門職大学に関し必要な事項を次のよ
うに定め、平成三十一年四月一日から施行する。

第一条 専門職大学設置基準第十一条の二第一項第一号の文部科学大臣
が定める基準等については、令和三年文部科学省告示第十八号（大学
設置基準第十九条の二第一項第一号の文部科学大臣が定める基準等を
定める件）の規定を準用する。

第二条 専門職大学設置基準第十一条の二第三項の規定に基づき、連携
開設科目を自ら開設したものとみなす専門職大学及び当該連携開設科
目を開設する他の大学が、当該連携開設科目を開設し、及び実施する
ために、当該連携開設科目に関して協議する事項については、令和三
年文部科学省告示第十九号（大学設置基準第十九条の二第三項の連携
開設科目を開設する大学等が協議すべき事項について定める件）の規
定を準用する。

第六条 専門職大学設置基準第二十六条第三項に規定する入学前の実務
の経験を通じた実践的な能力の修得を授業科目の履修とみなして専門
職大学の定めるところにより行う単位の授与は、次の表の上欄に掲げ
る授業科目について、同表の中欄に掲げる者に対し、それぞれ同表の
下欄に掲げる方法によって行うものとする。ただし、与えることので
きる単位数は、同表の各項の方法により与える単位数を合わせて三十
単位を超えないものとする。

〔同上〕

第七条 専門職大学設置基準第二十九条第一項第四号に規定する臨地実
務実習に係る授業科目の開設は、次に掲げるところにより行うものと

する。

一〇五 「略」

2 専門職大学設置基準第二十九条第一項第三号に規定する連携実務演習等に係る授業科目の開設は、次に掲げるところにより行うものとする。

一〇五 「略」

第八条 専門職大学設置基準第六十二条第一項の規定に基づき、専門職大学が国際連携学科を設ける場合には、平成二十六年文部科学省告示第百六十四号（大学が国際連携学科を設ける場合について定める件）の規定を準用する。この場合において、「大学設置基準第五十条第一項」とあるのは「専門職大学設置基準第六十二条第一項」と、「大学が国際連携学科」とあるのは「専門職大学が国際連携学科」と、「連携外国大学」とあるのは「連携外国専門職大学」と読み替えるものとする。

第九条 専門職大学設置基準第六十三条第二項の規定（同令第六十九条により読み替えて適用する場合を含む。）に基づき、国際連携学科を設ける専門職大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国専門職大学等と協議する事項については、国際連携学科を設ける大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国大学等と協議する事項について定める件（平成二十六年文部科学省告示第百六十八号）の規定を準用する。この場合において、「大学設置基準第五十一条第二項」とあるのは「専門職大学設置基準第六十三条第二項」と、「同令第五十六条の二」とあるのは「同令第六十九条」と、「大学が」とあるのは「専門職大学が」と、「連携外国大学」とあるのは「連携外国専門職大学」と読み替えるものとする。

第十条 専門職大学設置基準第七十七条の規定に基づき、専門職大学が外国に学部、学科その他の組織を設ける場合には、大学が外国に学部、学科その他の組織を設ける場合の基準（平成二十六年文部科学省告示第百三三号）の規定を準用する。この場合において、「大学設置

する。

一〇五 「同上」

2 専門職大学設置基準第二十九条第一項第四号に規定する連携実務演習等に係る授業科目の開設は、次に掲げるところにより行うものとする。

一〇五 「同上」

第八条 専門職大学設置基準第六十六条第一項の規定に基づき、専門職大学が国際連携学科を設ける場合には、平成二十六年文部科学省告示第百六十四号（大学が国際連携学科を設ける場合について定める件）の規定を準用する。この場合において、「大学設置基準第五十条第一項」とあるのは「専門職大学設置基準第六十六条第一項」と、「大学が国際連携学科」とあるのは「専門職大学が国際連携学科」と、「連携外国大学」とあるのは「連携外国専門職大学」と読み替えるものとする。

第九条 専門職大学設置基準第六十七条第二項の規定（同令第七十二条の二により読み替えて適用する場合を含む。）に基づき、国際連携学科を設ける専門職大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国専門職大学等と協議する事項については、国際連携学科を設ける大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国大学等と協議する事項について定める件（平成二十六年文部科学省告示第百六十八号）の規定を準用する。この場合において、「大学設置基準第五十一条第二項」とあるのは「専門職大学設置基準第六十七条第二項」と、「同令第五十六条の二」とあるのは「同令第七十二条の二」と、「大学が」とあるのは「専門職大学が」と、「連携外国大学」とあるのは「連携外国専門職大学」と読み替えるものとする。

第十条 専門職大学設置基準第七十三条の規定に基づき、専門職大学が外国に学部、学科その他の組織を設ける場合には、大学が外国に学部、学科その他の組織を設ける場合の基準（平成二十六年文部科学省告示第百三三号）の規定を準用する。この場合において、「大学設置

基準第四十三条」とあるのは「専門職大学設置基準第七十七条」と、「大学（短期大学を除く。以下同じ。）」とあるのは「専門職大学」と、「大学が」とあるのは「専門職大学が」と、「大学設置基準第十條」とあるのは「専門職大学設置基準第三十四条」と、「大学の」とあるのは「専門職大学の」と、「大学全体」とあるのは「専門職大学全体」と、「大学設置基準第三十七条」とあるのは「専門職大学設置基準第四十六条」と、「大学設置基準第三十七条の二」とあるのは「専門職大学設置基準第四十七条」と読み替えるものとする。

第十一条 専門職大学設置基準第七十八条の規定に基づき、新たに専門職大学を設置する場合は、平成十五年文部科学省告示第四十四号（大学設置基準第六十一条の規定に基づき、新たに大学等を設置し、又は薬学を履修する課程の修業年限を変更する場合の教育研究実施組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件）の規定を準用する。この場合において、「大学」とあるのは「専門職大学」と、「大学等」とあるのは「専門職大学等」と読み替えるものとする。

基準第四十三条」とあるのは「専門職大学設置基準第七十三条」と、「大学（短期大学を除く。以下同じ。）」とあるのは「専門職大学」と、「大学が」とあるのは「専門職大学が」と、「大学設置基準第十條」とあるのは「専門職大学設置基準第三十五条」と、「大学の」とあるのは「専門職大学の」と、「大学全体」とあるのは「専門職大学全体」と、「大学設置基準第三十七条」とあるのは「専門職大学設置基準第四十六条」と、「大学設置基準第三十七条の二」とあるのは「専門職大学設置基準第四十七条」と読み替えるものとする。

第十一条 専門職大学設置基準第七十四条の規定に基づき、新たに専門職大学を設置する場合は、平成十五年文部科学省告示第四十四号（大学設置基準第六十条の規定に基づき、新たに大学等を設置し、又は薬学を履修する課程の修業年限を変更する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件）の規定を準用する。この場合において、「大学」とあるのは「専門職大学」と、「大学等」とあるのは「専門職大学等」と読み替えるものとする。

備考 表中の「」の記載は注記である。

（大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件の一部改正）

第八条 大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件（平成十一年文部科学省令第百七十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

一 大学院には、専門分野の別に応じ専攻ごとに、不可欠な教育研究実施組織として、別表第一及び別表第二に定めるところにより、大学院設置基準第九条第一項各号に掲げる資格を有する教員（以下「研究指導教員」という。）を置くとともに、それらの表のその他の教育研究実施組織の欄に定める研究指導の補助を行い得る教員（以下「研究指導補助教員」という。）を置くものとする。

二 別表第一及び別表第二のその他の教育研究実施組織の欄に定めのない場合においても、それらの表に定める研究指導教員の数と同数の研究指導補助教員を置くものとする。

三〇八 「略」

別表第一

専門分野

研究指導教員数

その他の教育研究実施組織

「略」

別表第二

専門分野

研究指導教員数

その他の教育研究実施組織

「略」

一 大学院には、専門分野の別に応じ専攻ごとに、不可欠な教員組織として、別表第一及び別表第二に定めるところにより、大学院設置基準第九条第一項各号に掲げる資格を有する教員（以下「研究指導教員」という。）を置くとともに、それらの表のその他の教員組織の欄に定める研究指導の補助を行い得る教員（以下「研究指導補助教員」という。）を置くものとする。

二 別表第一及び別表第二のその他の教員組織の欄に定めのない場合においても、それらの表に定める研究指導教員の数と同数の研究指導補助教員を置くものとする。

三〇八 「同上」

別表第一

専門分野

研究指導教員数

その他の教員組織

「同上」

別表第二

専門分野

研究指導教員数

その他の教員組織

「同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。

（大学院設置基準第四十六条の規定に基づき、新たに大学院等を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件の一部改正）

第九条 大学院設置基準第四十六条の規定に基づき、新たに大学院等を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件（平成十五年文部科学省告示第五十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第四十六条の規定に基づき、新たに大学院等を設置する場合の教育研究実施組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備については、次のように定める。</p> <p>1 教育研究実施組織の段階的な整備については、次の各号に該当する場合において認めるものとする。</p> <p>一・二 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 文部科学大臣は、大学院等の設置又は課程の変更を認可した後、当該認可時における留意事項、授業科目の開設状況、教育研究実施組織の整備状況その他の年次計画の履行状況について報告を求め、必要に応じ、書類、面接又は実地により調査することができるものとする。</p>	<p>大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第四十六条の規定に基づき、新たに大学院等を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備については、次のように定める。</p> <p>1 教員組織の段階的な整備については、次の各号に該当する場合において認めるものとする。</p> <p>一・二 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 文部科学大臣は、大学院等の設置又は課程の変更を認可した後、当該認可時における留意事項、授業科目の開設状況、教員組織の整備状況その他の年次計画の履行状況について報告を求め、必要に応じ、書類、面接又は実地により調査することができるものとする。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

（短期大学が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場合について定める件の一部改正）

第十条 短期大学が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場合について定める件（平成十

五年文部科学省告示第五十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>一〇三 「略」</p> <p>四 当該授業を行う校舎及び附属施設以外の場所は、教育にふさわしい環境を有し、当該場所には、必要な施設及び図書等の設備が適切に整備されていること</p>
改正前	<p>一〇三 「同上」</p> <p>四 当該授業を行う校舎及び附属施設以外の場所は、教育にふさわしい環境を有し、当該場所には、学生自習室その他の施設及び図書等の設備が適切に整備されていること</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

（短期大学設置基準第五十二条の規定に基づき、新たに短期大学等を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件の一部改正）

第十一条 短期大学設置基準第五十二条の規定に基づき、新たに短期大学等を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件（平成十五年文部科学省告示第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第五十二条の規定に基づき、新たに短期大学等を設置する場合の教育研究実施組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備については次のように定める。</p> <p>1 教育研究実施組織の段階的な整備については、次の各号に該当する場合において認めるものとする。</p> <p>一・二 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 文部科学大臣は、短期大学等の設置を認可した後、当該認可時における留意事項、授業科目の開設状況、教育研究実施組織の整備状況その他の年次計画の履行状況について報告を求め、必要に応じ、書類、面接又は実地により調査することができるものとする。</p>	<p>短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第五十二条の規定に基づき、新たに短期大学等を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備については次のように定める。</p> <p>1 教員組織の段階的な整備については、次の各号に該当する場合において認めるものとする。</p> <p>一・二 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 文部科学大臣は、短期大学等の設置を認可した後、当該認可時における留意事項、授業科目の開設状況、教員組織の整備状況その他の年次計画の履行状況について報告を求め、必要に応じ、書類、面接又は実地により調査することができるものとする。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

（短期大学が外国に学科その他の組織を設ける場合の基準の一部改正）

第十二条 短期大学が外国に学科その他の組織を設ける場合の基準（平成二十年文部科学省告示第百五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>一 短期大学が外国に設ける学科その他の組織（以下「外国組織」という。）における基幹教員数は、次に定めるところにより、短期大学設置基準第二十二条の規定を適用して得た数とすること。</p> <p>イ・ロ [略]</p> <p>二・三 [略]</p> <p>四 外国組織における校地の面積は、当該外国組織の収容定員を、当該外国組織を設ける短期大学の一の学科その他の組織の収容定員とみなして短期大学設置基準第三十条の規定を適用して得た数とすること。</p> <p>五・六 [略]</p>	<p>一 短期大学が外国に設ける学科その他の組織（以下「外国組織」という。）における専任教員数は、次に定めるところにより、短期大学設置基準第二十二条の規定を適用して得た数とすること。</p> <p>イ・ロ [同上]</p> <p>二・三 [同上]</p> <p>四 外国組織における校地の面積は、当該外国組織の学生定員を、当該外国組織を設ける短期大学の一の学科その他の組織の学生定員とみなして短期大学設置基準第三十条の規定を適用して得た数とすること。</p> <p>五・六 [同上]</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

（短期大学の専門職学科に関し必要な事項を定める告示の一部改正）

第十三条 短期大学の専門職学科に関し必要な事項を定める告示（平成三十年文部科学省告示第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第一条 短期大学設置基準第三十五条の七第一項第三号に規定する臨地実務実習に係る授業科目の開設は、次に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>一〇五 [略]</p> <p>第二条 短期大学設置基準第三十五条の七第一項第三号に規定する連携実務演習等に係る授業科目の開設は、次に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>一〇五 [略]</p>	<p>第一条 短期大学設置基準第三十五条の十第一項第三号に規定する臨地実務実習に係る授業科目の開設は、次に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>一〇五 [同上]</p> <p>第二条 短期大学設置基準第三十五条の十第一項第三号に規定する連携実務演習等に係る授業科目の開設は、次に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>一〇五 [同上]</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

（短期大学が入学前の実務の経験を授業科目の履修とみなして行う単位の授与について定める告示の一部改正）

第十四条 短期大学が入学前の実務の経験を授業科目の履修とみなして行う単位の授与について定める告示（平成三十年文部科学省告示第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分とこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

改正後	改正前
<p>短期大学設置基準第十六条第四項に規定する入学前の実務の経験を通じた職業に必要な能力の修得を授業科目の履修とみなして短期大学の定めるところにより行う単位の授与は、次の表の上覧に掲げる授業科目について、同表の中欄に掲げる者に対し、それぞれ同表の下欄に掲げる方法によって行うものとする。ただし、与えることのできる単位数は、同表の各項の方法により与える単位数を合わせて、修業年限が二年の短期大学にあっては十五単位、修業年限が三年の短期大学にあっては二十三年単位（短期大学設置基準第十九条に規定する短期大学であつて同条に規定する要件を卒業の要件とするもの（以下「短期大学設置基準第十九条の短期大学」という。）にあっては、十五単位）を超えないものとする。</p> <p>〔表略〕</p>	<p>短期大学設置基準第十六条第三項に規定する入学前の実務の経験を通じた職業に必要な能力の修得を授業科目の履修とみなして短期大学の定めるところにより行う単位の授与は、次の表の上覧に掲げる授業科目について、同表の中欄に掲げる者に対し、それぞれ同表の下欄に掲げる方法によって行うものとする。ただし、与えることのできる単位数は、同表の各項の方法により与える単位数を合わせて、修業年限が二年の短期大学にあっては十五単位、修業年限が三年の短期大学にあっては二十三年単位（短期大学設置基準第十九条に規定する短期大学であつて同条に規定する要件を卒業の要件とするもの（以下「短期大学設置基準第十九条の短期大学」という。）にあっては、十五単位）を超えないものとする。</p> <p>〔同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

（専門職短期大学に関し必要な事項を定める件の一部改正）

第十五条 専門職短期大学に関し必要な事項を定める件（平成二十九年文部科学省告示第百十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）第八
八条第一項第一号、同条第三項、第十五条第二項、同条第四項、第二十
二条第一項、第二十三条第四項、第二十六条第一項第三号、第二十九
条第一項、第五十九条第一項、第六十条第二項、第七十四条及び第七十五
条の規定に基づき、専門職短期大学に關し必要な事項を次のように定め
る。

第一条 専門職短期大学設置基準第八条第一項第一号の文部科学大臣が
定める基準等については、令和三年文部科学省告示第二十三号（短期
大学設置基準第五条の二第一項第一号の文部科学大臣が定める基準等
を定める件）の規定を準用する。

第二条 専門職短期大学設置基準第八条第三項の規定に基づき、連携開
設科目を自ら開設したものとみなす専門職短期大学及び当該連携開設
科目を開設する他の大学が、当該連携開設科目を開設し、及び実施す
るために、当該連携開設科目に關して協議する事項については、令和
三年文部科学省告示第二十四号（短期大学設置基準第五条の二第三項
の連携開設科目を開設する大学等が協議すべき事項について定める件
）の規定を準用する。

第六条 専門職短期大学設置基準第二十三条第四項に規定する入学前の
実務の経験を通じた実践的な能力の修得を授業科目の履修とみなして
専門職短期大学の定めるところにより行う単位の授与は、次の表の上
欄に掲げる授業科目について、同表の中欄に掲げる者に対し、それぞ
れ同表の下欄に掲げる方法によって行うものとする。ただし、与える
ことのできる単位数は、同表の各項の方法により与える単位数を合わ
せて、修業年限が二年の専門職短期大学にあっては十五単位、修業年
限が三年の専門職短期大学にあっては二十三単位（専門職短期大学設
置基準第二十七条に規定する専門職短期大学であつて同条に規定する

改正前

専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）第
十五条第二項、同条第四項、第二十二條第一項、第二十三條第三項、第
二十六條第一項第四号、第二十九條第一項、第六十三條第一項、第六十
四條第二項、第七十條及び第七十二條の規定に基づき、専門職短期大学
に關し必要な事項を次のように定め、平成三十一年四月一日から施行す
る。

第一条 専門職短期大学設置基準第八条の二第一項第一号の文部科学大
臣が定める基準等については、令和三年文部科学省告示第二十三号（
短期大学設置基準第五条の二第一項第一号の文部科学大臣が定める基
準等を定める件）の規定を準用する。

第二条 専門職短期大学設置基準第八条の二第三項の規定に基づき、連
携開設科目を自ら開設したものとみなす専門職短期大学及び当該連携
開設科目を開設する他の大学が、当該連携開設科目を開設し、及び実
施するために、当該連携開設科目に關して協議する事項については、
令和三年文部科学省告示第二十四号（短期大学設置基準第五条の二第
三項の連携開設科目を開設する大学等が協議すべき事項について定め
る件）の規定を準用する。

第六条 専門職短期大学設置基準第二十三条第三項に規定する入学前の実
務の経験を通じた実践的な能力の修得を授業科目の履修とみなして專
門職短期大学の定めるところにより行う単位の授与は、次の表の上欄
に掲げる授業科目について、同表の中欄に掲げる者に対し、それぞれ
同表の下欄に掲げる方法によって行うものとする。ただし、与えるこ
とのできる単位数は、同表の各項の方法により与える単位数を合わせ
て、修業年限が二年の専門職短期大学にあっては十五単位、修業年限
が三年の専門職短期大学にあっては二十三単位（専門職短期大学設置
基準第二十七条に規定する専門職短期大学であつて同条に規定する要

要件を卒業の要件とするもの（以下この条において「専門職短期大学設置基準第二十七条の専門職短期大学」という。）にあっては十五単位）を超えないものとする。

〔表略〕

第七条 専門職短期大学設置基準第二十六条第一項第三号に規定する臨地実務実習に係る授業科目の開設は、次に掲げるところにより行うものとする。

一〇五 〔略〕

2 専門職短期大学設置基準第二十六条第一項第三号に規定する連携実務演習等に係る授業科目の開設は、次に掲げるところにより行うものとする。

一〇五 〔略〕

第八条 専門職短期大学設置基準第五十九条第一項の規定に基づき、専門職短期大学が国際連携学科を設ける場合には、平成二十六年文部科学省告示第百六十六号（短期大学が国際連携学科を設ける場合について定める件）の規定を準用する。この場合において、「短期大学設置基準第四十三条第一項」とあるのは「専門職短期大学設置基準第五十九条第一項」と、「短期大学が国際連携学科」とあるのは「専門職短期大学が国際連携学科」と、「連携外国短期大学」とあるのは「連携外国専門職短期大学」と読み替えるものとする。

第九条 専門職短期大学設置基準第六十条第二項の規定（同令第六十六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に基づき、国際連携学科を設ける専門職短期大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国専門職短期大学等と協議する事項については、国際連携学科を設ける短期大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国短期大学等と協議する事項について定める件（平成二十六年文部科学省告示第百七十号）の規定を準用する。この場合において、「短期大学設置基準第四十四条第二項」とあるのは「専門職短期大学設置基準第六十条第二項」と、「同令第四十九条の二」

要件を卒業の要件とするもの（以下この条において「専門職短期大学設置基準第二十七条の専門職短期大学」という。）にあっては十五単位）を超えないものとする。

〔同上〕

第七条 専門職短期大学設置基準第二十六条第一項第四号に規定する臨地実務実習に係る授業科目の開設は、次に掲げるところにより行うものとする。

一〇五 〔同上〕

2 専門職短期大学設置基準第二十六条第一項第四号に規定する連携実務演習等に係る授業科目の開設は、次に掲げるところにより行うものとする。

一〇五 〔同上〕

第八条 専門職短期大学設置基準第六十三条第一項の規定に基づき、専門職短期大学が国際連携学科を設ける場合には、平成二十六年文部科学省告示第百六十六号（短期大学が国際連携学科を設ける場合について定める件）の規定を準用する。この場合において、「短期大学設置基準第四十三条第一項」とあるのは「専門職短期大学設置基準第六十三条第一項」と、「短期大学が国際連携学科」とあるのは「専門職短期大学が国際連携学科」と、「連携外国短期大学」とあるのは「連携外国専門職短期大学」と読み替えるものとする。

第九条 専門職短期大学設置基準第六十四条第二項の規定（同令第六十六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に基づき、国際連携学科を設ける専門職短期大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国専門職短期大学等と協議する事項については、国際連携学科を設ける短期大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国短期大学等と協議する事項について定める件（平成二十六年文部科学省告示第百七十号）の規定を準用する。この場合において、「短期大学設置基準第四十四条第二項」とあるのは「専門職短期大学設置基準第六十四条第二項」と、「同令第四十九

とあるのは「同令第六十六条」と、「短期大学が」とあるのは「専門職短期大学が」と、「連携外国短期大学」とあるのは「連携外国専門職短期大学」と読み替えるものとする。

第十条 専門職短期大学設置基準第七十四条の規定に基づき、専門職短期大学が外国に学科その他の組織を設ける場合については、短期大学が外国に学科その他の組織を設ける場合の基準（平成二十年文部科学省告示第五号）の規定を準用する。この場合において、「短期大学が」とあるのは「専門職短期大学が」と、「短期大学設置基準第二十二條」とあるのは「専門職短期大学設置基準第三十一條」と、「短期大学の」とあるのは「専門職短期大学の」と、「短期大学全体」とあるのは「専門職短期大学全体」と、「短期大学設置基準第三十條」とあるのは「専門職短期大学設置基準第四十四條」と、「短期大学設置基準第三十一條」とあるのは「専門職短期大学設置基準第四十五條」と読み替えるものとする。

第十一条 専門職短期大学設置基準第七十五条の規定に基づき、新たに専門職短期大学を設置する場合は、教育研究実施組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備については、平成十五年文部科学省告示第五十二号（短期大学設置基準第五十二條の規定に基づき、新たに短期大学等を設置する場合は教育研究実施組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件）の規定を準用する。この場合において、「短期大学」とあるのは「専門職短期大学」と、「短期大学等」とあるのは「専門職短期大学等」と読み替えるものとする。

条の二」とあるのは「同令第六十九条の二」と、「短期大学が」とあるのは「専門職短期大学が」と、「連携外国短期大学」とあるのは「連携外国専門職短期大学」と読み替えるものとする。

第十条 専門職短期大学設置基準第七十條の規定に基づき、専門職短期大学が外国に学科その他の組織を設ける場合については、短期大学が外国に学科その他の組織を設ける場合の基準（平成二十年文部科学省告示第五号）の規定を準用する。この場合において、「短期大学が」とあるのは「専門職短期大学が」と、「短期大学設置基準第二十二條」とあるのは「専門職短期大学設置基準第三十二條」と、「短期大学の」とあるのは「専門職短期大学の」と、「短期大学全体」とあるのは「専門職短期大学全体」と、「短期大学設置基準第三十條」とあるのは「専門職短期大学設置基準第四十四條」と、「短期大学設置基準第三十一條」とあるのは「専門職短期大学設置基準第四十五條」と読み替えるものとする。

第十一条 専門職短期大学設置基準七十二條の規定に基づき、新たに専門職短期大学を設置する場合は、教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備については、平成十五年文部科学省告示第五十二号（短期大学設置基準第五十二條の規定に基づき、新たに短期大学等を設置する場合は教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件）の規定を準用する。この場合において、「短期大学」とあるのは「専門職短期大学」と、「短期大学等」とあるのは「専門職短期大学等」と読み替えるものとする。

備考 表中の「」の記載は注記である。

（大学等連携推進法人の認定等に関する規程の一部改正）

第十六条 大学等連携推進法人の認定等に関する規程（令和三年文部科学省告示第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

(趣旨)
 第一条 大学設置基準第十九条の二第一項第二号(大学院設置基準第十条において準用する場合を含む。)、専門職大学設置基準第十一条第一項第二号、専門職大学院設置基準第六条の三第一項第二号、短期大学設置基準第五条の二第一項第二号及び専門職短期大学設置基準第八条第一項第二号の規定による大学等連携推進法人の認定等に関する事項については、この規程の定めるところによる。

(定義)

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二 「略」

三 連携開設科目 大学設置基準第十九条の二第一項(大学院設置基準第十五条において準用する場合を含む。)、専門職大学設置基準第十一条第一項、専門職大学院設置基準第六条の三第一項、短期大学設置基準第五条の二第一項又は専門職短期大学設置基準第八条第一項に規定する連携開設科目をいう。

四 共同教育課程 大学設置基準第四十三条第一項、専門職大学設置基準第五十五条第一項、大学院設置基準第三十一条第二項、専門職大学院設置基準第三十二条第二項、短期大学設置基準第三十六条第一項又は専門職短期大学設置基準第五十二条第一項に規定する共同教育課程をいう。

五 共同教職員研修 大学設置基準第十一条第一項若しくは第二項、専門職大学設置基準第三十六条第一項若しくは第二項、大学院設置基準第九条の三第一項若しくは第二項、専門職大学院設置基準第五条の二、短期大学設置基準第二十二条の二第一項若しくは第二項又は専門職短期大学設置基準第三十三条第一項若しくは第二項に規定する研修のうち、二以上の大学の教職員に共通して行うものをいう。

(趣旨)
 第一条 大学設置基準第十九条の二第一項第二号(大学院設置基準第十条において準用する場合を含む。)、専門職大学設置基準第十一条の二第一項第二号、専門職大学院設置基準第六条の三第一項第二号、短期大学設置基準第五条の二第一項第二号及び専門職短期大学設置基準第八条の二第一項第二号の規定による大学等連携推進法人の認定等に関する事項については、この規程の定めるところによる。

(定義)

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二 「同上」

三 連携開設科目 大学設置基準第十九条の二第一項(大学院設置基準第十五条において準用する場合を含む。)、専門職大学設置基準第十一条の二第一項、専門職大学院設置基準第六条の三第一項、短期大学設置基準第五条の二第一項又は専門職短期大学設置基準第八条の二第一項に規定する連携開設科目をいう。

四 共同教育課程 大学設置基準第四十三条第一項、専門職大学設置基準第五十九条第一項、大学院設置基準第三十一条第二項、専門職大学院設置基準第三十二条第二項、短期大学設置基準第三十六条第一項又は専門職短期大学設置基準第五十六条第一項に規定する共同教育課程をいう。

五 共同教職員研修 大学設置基準第二十五条の三若しくは第四十二条の三、専門職大学設置基準第二十条若しくは第五十八条、大学院設置基準第十四条の三若しくは第四十三条、専門職大学院設置基準第十一条、短期大学設置基準第十一条の三若しくは第三十五条の三又は専門職短期大学設置基準第十七条若しくは第五十五条に規定する研修のうち、二以上の大学の教職員に共通して行うものをいう。

六
〔略〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

六
〔同上〕

(高等専門学校が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場合について定める件の一部改正)

第十七条 高等専門学校が授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行う場合について定める件
(平成十五年文部科学省告示第四十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>一〇三 「略」</p> <p>四 当該授業を行う校舎及び附属施設以外の場所は、教育にふさわしい環境を有し、当該場所には、必要な施設及び図書等の設備が適切に整備されていること</p>
改正前	<p>一〇三 「同上」</p> <p>四 当該授業を行う校舎及び附属施設以外の場所は、教育にふさわしい環境を有し、当該場所には、学生自習室その他の施設及び図書等の設備が適切に整備されていること</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

（高等専門学校設置基準第二十九条の規定に基づき、新たに高等専門学校等を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件の一部改正）

第十八条 高等専門学校設置基準第二十九条の規定に基づき、新たに高等専門学校等を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について定める件（平成十五年文部科学省告示第四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）第二十九条の規定に基づき、新たに高等専門学校等を設置する場合の<u>教育研究実施組織</u>、校舎等の施設及び設備の段階的な整備については次のように定める。</p> <p>1 <u>教育研究実施組織</u>の段階的な整備については、次の各号に該当する場合において認めるものとする。 一〜三 <u>〔略〕</u></p> <p>2 <u>〔略〕</u></p> <p>3 文部科学大臣は、高等専門学校等の設置を認可した後、当該認可時における留意事項、授業科目の開設状況、<u>教育研究実施組織</u>の整備状況その他の年次計画の履行状況について報告を求め、必要に応じ、書類、面接又は実地により調査することができるものとする。</p>	<p>高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）第二十九条の規定に基づき、新たに高等専門学校等を設置する場合の<u>教員組織</u>、校舎等の施設及び設備の段階的な整備については次のように定める。</p> <p>1 <u>教員組織</u>の段階的な整備については、次の各号に該当する場合において認めるものとする。 一〜三 <u>〔同上〕</u></p> <p>2 <u>〔同上〕</u></p> <p>3 文部科学大臣は、高等専門学校等の設置を認可した後、当該認可時における留意事項、授業科目の開設状況、<u>教員組織</u>の整備状況その他の年次計画の履行状況について報告を求め、必要に応じ、書類、面接又は実地により調査することができるものとする。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

（学位の種類及び分野の変更等に関する基準の一部改正）

第十九条 学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成十五年文部科学省告示第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(学位の種類及び分野の変更に関する基準) 第一条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>一 大学又は短期大学が専門職学科(大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)第四十二條第一項又は短期大学設置基準(昭和五十年文部省令第二十一号)第三十五條)に規定する専門職学科をいう。以下この号及び次号において同じ。)を設けていない学位の分野について当該大学が行う専門職学部(大学設置基準第四十二條第二項)に規定する専門職学部をいう。次号において同じ。)若しくは専門職学科の設置又は当該短期大学が行う専門職学科の設置</p> <p>二 [略]</p> <p>三 [略]</p>	<p>(学位の種類及び分野の変更に関する基準) 第一条 [同上]</p> <p>2 [同上]</p> <p>一 大学又は短期大学が専門職学科(大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)第四十二條の四第一項又は短期大学設置基準(昭和五十年文部省令第二十一号)第三十五條の四)に規定する専門職学科をいう。以下この号及び次号において同じ。)を設けていない学位の分野について当該大学が行う専門職学部(大学設置基準第四十二條の四第二項)に規定する専門職学部をいう。次号において同じ。)若しくは専門職学科の設置又は当該短期大学が行う専門職学科の設置</p> <p>二 [同上]</p> <p>三 [同上]</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

（学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の一部改正）

第二十条 学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準（平成十九年文部科学省告示第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第一 [略]</p> <p>一 [略]</p> <p>二 [略]</p> <p>(一) 大学等（独立大学院大学を除く。）の経常経費は、別表第二に定める標準経常経費額以上の額を計上していること。ただし、人件費については、大学等（独立大学院大学を除く。）の教育研究実施組織を段階的に年次計画により整備する場合その他教職員の採用等の実情からみてやむを得ないと認められるときは、この限りでない。また、独立大学院大学にあつては、当該独立大学院大学の教育研究上の必要に応じた十分な額を計上していること。</p> <p>(二) (五) [略]</p> <p>三・四 [略]</p> <p>第二 [略]</p> <p>一 (三) [略]</p> <p>四 [略]</p> <p>(一) (六) [略]</p> <p>(七) 大学（専門職大学を除く。以下第二の四の（七）において同じ。）若しくは大学の学部を廃止して、その教育研究実施組織、施設及び設備を基に、新たに専門職大学を設置する場合であつて、当該専門職大学の入学定員が当該廃止に係る大学若しくは大学の学部の入学定員の百分の百十以下であるとき又は短期大学（専門職短期大学を除く。以下第二の四の（七）において同じ。）若しくは短期大学の学科を廃止して、その教育研究実施組織、施設及び設備を基に、新たに大学、専門職大学若しくは専門職短期大学を設置する場合であつて、当該大学、専門職大学若しくは専門職短期大学の入学定員が当該廃止に係る短期大学若しくは短期大学の学科の入学定員の百分の百十以下であるときは、以下のと</p>	<p>第一 [同上]</p> <p>一 [同上]</p> <p>二 [同上]</p> <p>(一) 大学等（独立大学院大学を除く。）の経常経費は、別表第二に定める標準経常経費額以上の額を計上していること。ただし、人件費については、大学等（独立大学院大学を除く。）の教員組織を段階的に年次計画により整備する場合その他教職員の採用等の実情からみてやむを得ないと認められるときは、この限りでない。また、独立大学院大学にあつては、当該独立大学院大学の教育研究上の必要に応じた十分な額を計上していること。</p> <p>(二) (五) [同上]</p> <p>三・四 [略]</p> <p>第二 [同上]</p> <p>一 (三) [同上]</p> <p>四 [同上]</p> <p>(一) (六) [同上]</p> <p>(七) 大学（専門職大学を除く。以下第二の四の（七）において同じ。）若しくは大学の学部を廃止して、その教員組織、施設及び設備を基に、新たに専門職大学を設置する場合であつて、当該専門職大学の入学定員が当該廃止に係る大学若しくは大学の学部の入学定員の百分の百十以下であるとき又は短期大学（専門職短期大学を除く。以下第二の四の（七）において同じ。）若しくは短期大学の学科を廃止して、その教員組織、施設及び設備を基に、新たに大学、専門職大学若しくは専門職短期大学を設置する場合であつて、当該大学、専門職大学若しくは専門職短期大学の入学定員が当該廃止に係る短期大学若しくは短期大学の学科の入学定員の百分の百十以下であるときは、以下のとおり取り扱うこと</p>

おり取り扱うこと。

アウ [略]

五 [略]

第四 [略]

一〜三 [略]

四 [略]

(一) [略]

(二) 二以上の大学等を設置する学校法人が、一の大学等（高等専門学校を除く。以下第四の四の（二）において同じ。）若しくはその学部等（高等専門学校の学科を除く。以下第四の四の（二）において同じ。）を廃止して、その教育研究実施組織、施設及び設備を基に、当該学校法人が設置する他の大学等に学部等を設置する場合において、当該学部等について、当該廃止に係る学部等からの授与する学位の種類及び分野の変更並びに収容定員の増加を伴わないとき又は一の高等専門学校若しくはその学科を廃止して、その教育研究実施組織、施設及び設備を基に、当該学校法人が設置する他の高等専門学校に学科を設置する場合において、当該学科について、当該廃止に係る学科からの分野の変更及び収容定員の増加を伴わないときは、教育研究に支障がないと認められる場合に限り、以下のとおり取り扱うこと。ただし、第四の四の（三）に規定する場合は、この限りでない。

アウ [略]

(三) [略]

別表第一 標準設置経費額（第一の一の（九）、第二の一の（三）、第三の一及び第四の一関係）

一 大学

(一) 収容定員が四〇〇人（医学関係及び歯学関係にあつては四八〇人）の場合

[略]

。

アウ [同上]

五 [略]

第四 [同上]

一〜三 [同上]

四 [同上]

(一) [同上]

(二) 二以上の大学等を設置する学校法人が、一の大学等（高等専門学校を除く。以下第四の四の（二）において同じ。）若しくはその学部等（高等専門学校の学科を除く。以下第四の四の（二）において同じ。）を廃止して、その教員組織、施設及び設備を基に、当該学校法人が設置する他の大学等に学部等を設置する場合において、当該学部等について、当該廃止に係る学部等からの授与する学位の種類及び分野の変更並びに収容定員の増加を伴わないとき又は一の高等専門学校若しくはその学科を廃止して、その教員組織、施設及び設備を基に、当該学校法人が設置する他の高等専門学校に学科を設置する場合において、当該学科について、当該廃止に係る学科からの分野の変更及び収容定員の増加を伴わないときは、教育研究に支障がないと認められる場合に限り、以下のとおり取り扱うこと。ただし、第四の四の（三）に規定する場合は、この限りでない。

アウ [同上]

(三) [同上]

別表第一 標準設置経費額（第一の一の（九）、第二の一の（三）、第三の一及び第四の一関係）

一 大学

(一) 収容定員が四〇〇人（医学関係及び歯学関係にあつては四八〇人）の場合

[同上]

<p>備考</p> <p>一 標準設置経費額は、施設の整備に要する経費の額と設備の整備に要する経費の額とを合計して得た額とする。この場合において、各経費の区分ごとに、それぞれこの表に定める額（大学設置基準第四十五条第一項又は専門職大学設置基準第五十七条第一項に規定する共同学科（以下「大学の共同学科」という。）を置く学部にあつては、当該学部における大学の共同学科以外の学科を一の学部とみなしてこの表を適用して得られる額に、第十二号の規定により得られる大学の共同学科に係る標準設置経費額を加えた額）以上であることを要する。（別表第一の一の（二）の表において同じ。）</p> <p>二 二十二 「略」</p>	<p>二 短期大学</p> <p>（一） 収容定員が一〇〇人の場合</p> <p>「略」</p>	<p>備考</p> <p>一 一六 「略」</p> <p>七 第一号及び第三号並びに別表第一の二の（二）の規定にかかわらず、短期大学設置基準第三十八条第一項又は専門職短期大学設置基準第五十四条第一項に規定する共同学科（以下「短期大学の共同学科」という。）に係る標準設置経費額は、それぞれの短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学科とみなしてその収容定員の別に応じこの表、第三号、第四号若しくは第五号又は別表第一の二の（二）の表若しくは備考を適用して得られる額（以下この号において「短期大学全体標準設置経費額」という。）をこれらの学科に係る収容定員の割合に応じて按</p>
--	--	---

<p>備考</p> <p>一 標準設置経費額は、施設の整備に要する経費の額と設備の整備に要する経費の額とを合計して得た額とする。この場合において、各経費の区分ごとに、それぞれこの表に定める額（大学設置基準第四十五条第一項又は専門職大学設置基準第六十一条第一項に規定する共同学科（以下「大学の共同学科」という。）を置く学部にあつては、当該学部における大学の共同学科以外の学科を一の学部とみなしてこの表を適用して得られる額に、第十二号の規定により得られる大学の共同学科に係る標準設置経費額を加えた額）以上であることを要する。（別表第一の一の（二）の表において同じ。）</p> <p>二 二十二 「同上」</p>	<p>二 短期大学</p> <p>（一） 収容定員が一〇〇人の場合</p> <p>「同上」</p>	<p>備考</p> <p>一 一六 「同上」</p> <p>七 第一号及び第三号並びに別表第一の二の（二）の規定にかかわらず、短期大学設置基準第三十八条第一項又は専門職短期大学設置基準第五十八条第一項に規定する共同学科（以下「短期大学の共同学科」という。）に係る標準設置経費額は、それぞれの短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学科とみなしてその収容定員の別に応じこの表、第三号、第四号若しくは第五号又は別表第一の二の（二）の表若しくは備考を適用して得られる額（以下この号において「短期大学全体標準設置経費額」という。）をこれらの学科に係る収容定員の割合に応じて按</p>
---	---	--

分した額（以下この号において「短期大学別標準設置経費額」という。）以上であることを要する。ただし、それぞれの短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科に係る施設及び設備の整備に要する経費を合計した額が、短期大学全体標準設置経費額を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、この限りでない。

(二) [略]
三 高等専門学校

[略]
備考
一・二 [略]
三 [略]
ア 施設の整備に要する経費 収容定員が二〇〇人の場合の基準
校舎面積（高等専門学校設置基準第二十五条第二項に定める校舎面積（学級数は、第五条第二項に定める標準学級数とする。）をいう。以下別表第一の三の表において同じ。）に対する当該二〇〇人以外の収容定員の場合の基準校舎面積の割合
イ [略]
四 [略]

別表第二 標準経常経費額（第一の二の（一）、第二の二の（三）、第三の二及び第四の二関係）

[略]

備考
一 [略]
二 教員数は、大学等の種類の別に応じて大学設置基準等の定める

分した額（以下この号において「短期大学別標準設置経費額」という。）以上であることを要する。ただし、それぞれの短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科に係る施設及び設備の整備に要する経費を合計した額が、短期大学全体標準設置経費額を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、この限りでない。

(二) [同上]
三 高等専門学校

[同上]
備考
一・二 [同上]
三 [同上]
ア 施設の整備に要する経費 収容定員が二〇〇人の場合の基準
校舎面積（高等専門学校設置基準第二十四条第二項に定める校舎面積（学級数は、第五条第二項に定める標準学級数とする。）をいう。以下別表第一の三の表において同じ。）に対する当該二〇〇人以外の収容定員の場合の基準校舎面積の割合
イ [同上]
四 [同上]

別表第二 標準経常経費額（第一の二の（一）、第二の二の（三）、第三の二及び第四の二関係）

[同上]

備考
一 [同上]
二 教員数は、大学等の種類の別に応じて大学設置基準等の定める

基幹教員の数とする。ただし、第一の二の(一)のただし書きに規定する場合(開設時に複数の学年の学生を受け入れる場合を除く。)において、大学、修業年限が三年である短期大学及び高等専門学校が行うときは、当該教員数に、修業年限が四年の大学及び高等専門学校にあつては二分の一、修業年限が六年の大学にあつては三分の一、修業年限が三年の短期大学にあつては三分の二を乗じて得た数をもつて教員数に代えることができる。

三 職員数は、大学等の種類の別に応じて大学設置基準等の定める基幹教員の数に、次の各号に掲げる学部等(大学院又は研究科を除く。)の別に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た数とする。

ア エ 「略」

四 大学の共同学科に係る標準経常経費額は、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科について大学設置基準第四十六条により算定された大学別基幹教員数をこの表に適用して得られる額(以下「大学別標準経常経費額」という。)とする。ただし、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科に係る経常経費を合計した額が、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学部とみなして大学設置基準第四十六条により算定された全体基幹教員数をこの表に適用して得られる額を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、この限りでない。

五 短期大学の共同学科に係る標準経常経費額は、それぞれの短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科について短期大学設置基準第三十九条により算定された短期大学別基幹教員数をこの表に適用して得られる額(以下「短期大学別標準経常経費額」という。)とする。ただし、それぞれの短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科に係る経常経費を合計した額が、それぞれの短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学部とみなして短期大学設置基準第三十九条により算定された全体基幹教員数をこの表に適用して得られる額を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、この限りでない。

専任教員の数とする。ただし、第一の二の(一)のただし書きに規定する場合(開設時に複数の学年の学生を受け入れる場合を除く。)において、大学、修業年限が三年である短期大学及び高等専門学校が行うときは、当該教員数に、修業年限が四年の大学及び高等専門学校にあつては二分の一、修業年限が六年の大学にあつては三分の一、修業年限が三年の短期大学にあつては三分の二を乗じて得た数をもつて教員数に代えることができる。

三 職員数は、大学等の種類の別に応じて大学設置基準等の定める専任教員の数に、次の各号に掲げる学部等(大学院又は研究科を除く。)の別に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た数とする。

ア エ 「同上」

四 大学の共同学科に係る標準経常経費額は、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科について大学設置基準第四十六条により算定された大学別専任教員数をこの表に適用して得られる額(以下「大学別標準経常経費額」という。)とする。ただし、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科に係る経常経費を合計した額が、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学部とみなして大学設置基準第四十六条により算定された全体専任教員数をこの表に適用して得られる額を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、この限りでない。

五 短期大学の共同学科に係る標準経常経費額は、それぞれの短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科について短期大学設置基準第三十九条により算定された短期大学別専任教員数をこの表に適用して得られる額(以下「短期大学別標準経常経費額」という。)とする。ただし、それぞれの短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科に係る経常経費を合計した額が、それぞれの短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学部とみなして短期大学設置基準第三十九条により算定された全体専任教員数をこの表に適用して得られる額を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、この限りでない。

備考 表中の「」の記載は注記である。

（大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準の一部改正）

第二十一条 大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準（平成十九年文部科学省告示第四十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

第一 [略]

一 [略]

二 [略]

(一) 大学等（独立大学院大学を除く。）の経常経費は、別表第二に定める標準経常経費額以上の額を計上していること。ただし、人件費については、大学等（独立大学院大学を除く。）の教育研究実施組織を段階的に年次計画により整備する場合その他教職員の採用等の実情からみてやむを得ないと認められるときは、この限りでない。また、独立大学院大学にあつては、当該独立大学院大学の教育研究上の必要に応じた十分な額を計上していること。

(二) ～ (四) [略]

第二 [略]

一・二 [略]

三 [略]

(一) ～ (五) [同上]

(六) 大学（専門職大学を除く。以下第二の三の（六）において同じ。）若しくは大学の学部を廃止して、その教育研究実施組織、施設及び設備を基に、新たに専門職大学を設置する場合であつて、当該専門職大学の入学定員が当該廃止に係る大学若しくは大学の学部の入学定員の百分の百十以下であるとき又は短期大学（専門職短期大学を除く。以下第二の三の（六）において同じ。）若しくは短期大学の学科を廃止して、その教育研究実施組織、施設及び設備を基に、新たに大学、専門職大学若しくは専門職短期大学を設置する場合であつて、当該大学、専門職大学若しくは専門職短期大学の入学定員が当該廃止に係る短期大学若しくは短期大学の学科の入学定員の百分の百十以下であるときは、以下のとおり取り扱うこと。

改正前

第一 [同上]

一 [同上]

二 [同上]

(一) 大学等（独立大学院大学を除く。）の経常経費は、別表第二に定める標準経常経費額以上の額を計上していること。ただし、人件費については、大学等（独立大学院大学を除く。）の教員組織を段階的に年次計画により整備する場合その他教職員の採用等の実情からみてやむを得ないと認められるときは、この限りでない。また、独立大学院大学にあつては、当該独立大学院大学の教育研究上の必要に応じた十分な額を計上していること。

(二) ～ (四) [同上]

第二 [同上]

一・二 [同上]

三 [同上]

(一) ～ (五) [同上]

(六) 大学（専門職大学を除く。以下第二の三の（六）において同じ。）若しくは大学の学部を廃止して、その教員組織、施設及び設備を基に、新たに専門職大学を設置する場合であつて、当該専門職大学の入学定員が当該廃止に係る大学若しくは大学の学部の入学定員の百分の百十以下であるとき又は短期大学（専門職短期大学を除く。以下第二の三の（六）において同じ。）若しくは短期大学の学科を廃止して、その教員組織、施設及び設備を基に、新たに大学、専門職大学若しくは専門職短期大学を設置する場合であつて、当該大学、専門職大学若しくは専門職短期大学の入学定員が当該廃止に係る短期大学若しくは短期大学の学科の入学定員の百分の百十以下であるときは、以下のとおり取り扱うこと。

備考	[略]	<p>ア・イ [略]</p> <p>第四 [略]</p> <p>一・二 [略]</p> <p>三 [略]</p> <p>(一) [略]</p> <p>(二) 二以上の大学等を設置する学校設置会社が、一の大学等（高等専門学校を除く。以下第四の三の（二）において同じ。）若しくはその学部等（高等専門学校の学科を除く。以下第四の三の（二）において同じ。）を廃止して、その教育研究実施組織、施設及び設備を基に、当該学校設置会社が設置する他の大学等に学部等を設置する場合において、当該学部等について、当該廃止に係る学部等からの授与する学位の種類及び分野の変更並びに収容定員の増加を伴わないとき又は一の高等専門学校若しくはその学科を廃止して、その教育研究実施組織、施設及び設備を基に、当該学校設置会社が設置する他の高等専門学校に学科を設置する場合において、当該廃止に係る学科からの分野の変更及び収容定員の増加を伴わないときは、教育研究に支障がないと認められる場合に限り、以下のとおり取り扱うこと。ただし、第四の三の（三）に規定する場合は、この限りでない。</p> <p>アウ [略]</p> <p>(三) [略]</p> <p>別表第一 標準設置経費額（第一の一の（九）、第二の一、第三の一及び第四の一関係）</p> <p>一 大学</p> <p>(一) 収容定員が四〇〇人（医学関係及び歯学関係にあつては四八〇人）の場合</p>
備考	[同上]	<p>ア・イ [同上]</p> <p>第四 [同上]</p> <p>一・二 [同上]</p> <p>三 [同上]</p> <p>(一) [同上]</p> <p>(二) 二以上の大学等を設置する学校設置会社が、一の大学等（高等専門学校を除く。以下第四の三の（二）において同じ。）若しくはその学部等（高等専門学校の学科を除く。以下第四の三の（二）において同じ。）を廃止して、その教員組織、施設及び設備を基に、当該学校設置会社が設置する他の大学等に学部等を設置する場合において、当該学部等について、当該廃止に係る学部等からの授与する学位の種類及び分野の変更並びに収容定員の増加を伴わないとき又は一の高等専門学校若しくはその学科を廃止して、その教員組織、施設及び設備を基に、当該学校設置会社が設置する他の高等専門学校に学科を設置する場合において、当該廃止に係る学科からの分野の変更及び収容定員の増加を伴わないときは、教育研究に支障がないと認められる場合に限り、以下のとおり取り扱うこと。ただし、第四の三の（三）に規定する場合は、この限りでない。</p> <p>アウ [同上]</p> <p>(三) [同上]</p> <p>別表第一 標準設置経費額（第一の一の（九）、第二の一、第三の一及び第四の一関係）</p> <p>一 大学</p> <p>(一) 収容定員が四〇〇人（医学関係及び歯学関係にあつては四八〇人）の場合</p>

一 標準設置経費額は、施設の整備に要する経費の額と設備の整備に要する経費の額とを合計して得た額とする。この場合において、各経費の区分ごとに、それぞれこの表に定める額（大学設置基準第四十五条第一項又は専門職大学設置基準第五十七条第一項に規定する共同学科（以下「大学の共同学科」という。）を置く学部にあつては、当該学部における大学の共同学科以外の学科を一の学部とみなしてこの表を適用して得られる額に、第十二号の規定により得られる大学の共同学科に係る標準設置経費額を加えた額）以上であることを要する。（別表第一の一の（二）の表において同じ。）

二 十二 「略」

（二） 「略」

二 短期大学

（一） 収容定員が一〇〇人の場合

「略」

備考

一 一六 「略」

七 第一号及び第三号並びに別表第一の二の（二）の規定にかかわらず、短期大学設置基準第三十八条第一項又は専門職短期大学設置基準第五十四条第一項に規定する共同学科（以下「短期大学の共同学科」という。）に係る標準設置経費額は、それぞれの短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学科とみなしてその収容定員の別に応じこの表、第三号、第四号若しくは第五号又は別表第一の二の（二）の表若しくは備考を適用して得られる額（以下この号において「短期大学全体標準設置経費額」という。）をこれらの学科に係る収容定員の割合に応じて按分した額（以下この号において「短期大学別標準設置経費額」という。）以上であることを要する。ただし、それぞれの短期大学

一 標準設置経費額は、施設の整備に要する経費の額と設備の整備に要する経費の額とを合計して得た額とする。この場合において、各経費の区分ごとに、それぞれこの表に定める額（大学設置基準第四十五条第一項又は専門職大学設置基準第六十一条第一項に規定する共同学科（以下「大学の共同学科」という。）を置く学部にあつては、当該学部における大学の共同学科以外の学科を一の学部とみなしてこの表を適用して得られる額に、第十二号の規定により得られる大学の共同学科に係る標準設置経費額を加えた額）以上であることを要する。（別表第一の一の（二）の表において同じ。）

二 十二 「同上」

（二） 「同上」

二 短期大学

（一） 収容定員が一〇〇人の場合

「同上」

備考

一 一六 「同上」

七 第一号及び第三号並びに別表第一の二の（二）の規定にかかわらず、短期大学設置基準第三十八条第一項又は専門職短期大学設置基準第五十八条第一項に規定する共同学科（以下「短期大学の共同学科」という。）に係る標準設置経費額は、それぞれの短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学科とみなしてその収容定員の別に応じこの表、第三号、第四号若しくは第五号又は別表第一の二の（二）の表若しくは備考を適用して得られる額（以下この号において「短期大学全体標準設置経費額」という。）をこれらの学科に係る収容定員の割合に応じて按分した額（以下この号において「短期大学別標準設置経費額」という。）以上であることを要する。ただし、それぞれの短期大学

に置く当該共同教育課程を編成する学科に係る施設及び設備の整備に要する経費を合計した額が、短期大学全体標準設置経費額を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、この限りでない。

(二) [略]

三 高等専門学校

[略]

備考

一・二 [略]

三 [略]

ア 施設の整備に要する経費 収容定員が二〇〇人の場合の基準校舎面積（高等専門学校設置基準第二十五条第二項に定める校舎面積（学級数は、第五条第二項に定める標準学級数とする。）をいう。以下別表第一の三の表において同じ。）に対する当該二〇〇人以外の収容定員の場合の基準校舎面積の割合

四 [略]

別表第二 標準經常経費額（第一の二の（一）、第二の二、第三の二及び第四の二関係）

[略]

備考

一 [略]

二 教員数は、大学等の種類の別に応じて大学設置基準等の定める基幹教員の数とする。ただし、第一の二の（一）のただし書きに規定する場合（開設時に複数の学年の学生を受け入れる場合を除

に置く当該共同教育課程を編成する学科に係る施設及び設備の整備に要する経費を合計した額が、短期大学全体標準設置経費額を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、この限りでない。

(二) [同上]

三 高等専門学校

[同上]

備考

一・二 [同上]

三 [同上]

ア 施設の整備に要する経費 収容定員が二〇〇人の場合の基準校舎面積（高等専門学校設置基準第二十四条第二項に定める校舎面積（学級数は、第五条第二項に定める標準学級数とする。）をいう。以下別表第一の三の表において同じ。）に対する当該二〇〇人以外の収容定員の場合の基準校舎面積の割合

四 [同上]

別表第二 標準經常経費額（第一の二の（一）、第二の二、第三の二及び第四の二関係）

[同上]

備考

一 [同上]

二 教員数は、大学等の種類の別に応じて大学設置基準等の定める専任教員の数とする。ただし、第一の二の（一）のただし書きに規定する場合（開設時に複数の学年の学生を受け入れる場合を除

く。)において、大学、修業年限が三年である短期大学及び高等専門学校が行うときは、当該教員数に、修業年限が四年の大学及び高等専門学校にあつては二分の一、修業年限が六年の大学にあつては三分の一、修業年限が三年の短期大学にあつては三分の二を乗じて得た数をもつて教員数に代えることができる。

三 職員数は、大学等の種類の別に応じて大学設置基準等の定める基幹教員の数に、次の各号に掲げる学部等(大学院又は研究科を除く。)の別に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た数とする。

ア)エ 「略」

四 大学の共同学科に係る標準経常経費額は、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科について大学設置基準第四十六条により算定された大学別基幹教員数をこの表に適用して得られる額(以下「大学別標準経常経費額」という。)とする。ただし、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科に係る経常経費を合計した額が、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学部とみなして大学設置基準第四十六条により算定された全体基幹教員数をこの表に適用して得られる額を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、この限りでない。

五 短期大学の共同学科に係る標準経常経費額は、それぞれの短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科について短期大学設置基準第三十九条により算定された短期大学別基幹教員数をこの表に適用して得られる額(以下「短期大学別標準経常経費額」という。)とする。ただし、それぞれの短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科に係る経常経費を合計した額が、それぞれの短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学科とみなして短期大学設置基準第三十九条により算定された全体基幹教員数をこの表に適用して得られる額を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、この限りでない。

く。)において、大学、修業年限が三年である短期大学及び高等専門学校が行うときは、当該教員数に、修業年限が四年の大学及び高等専門学校にあつては二分の一、修業年限が六年の大学にあつては三分の一、修業年限が三年の短期大学にあつては三分の二を乗じて得た数をもつて教員数に代えることができる。

三 職員数は、大学等の種類の別に応じて大学設置基準等の定める専任教員の数に、次の各号に掲げる学部等(大学院又は研究科を除く。)の別に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た数とする。

ア)エ 「同上」

四 大学の共同学科に係る標準経常経費額は、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科について大学設置基準第四十六条により算定された大学別専任教員数をこの表に適用して得られる額(以下「大学別標準経常経費額」という。)とする。ただし、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科に係る経常経費を合計した額が、それぞれの大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学部とみなして大学設置基準第四十六条により算定された全体専任教員数をこの表に適用して得られる額を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、この限りでない。

五 短期大学の共同学科に係る標準経常経費額は、それぞれの短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科について短期大学設置基準第三十九条により算定された短期大学別専任教員数をこの表に適用して得られる額(以下「短期大学別標準経常経費額」という。)とする。ただし、それぞれの短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科に係る経常経費を合計した額が、それぞれの短期大学に置く当該共同教育課程を編成する学科を合わせて一の学科とみなして短期大学設置基準第三十九条により算定された全体専任教員数をこの表に適用して得られる額を超え、かつ、教育研究に支障がないと認められる場合には、この限りでない。

備考 表中の「」の記載は注記である。

（高等学校の専攻科のうちその課程を修了した者が大学に編入学することができるときの課程の基準の一部改正）

第二十二條 高等学校の専攻科のうちその課程を修了した者が大学に編入学することができるときの課程の基準（平成二十八年文部科学省告示第六十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

(各授業科目の単位数)

第三条 「略」

2 専攻科の課程における授業科目について、前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、高等学校の専攻科の教育の特性を踏まえつつ、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね十五時間から四十五時間までの範囲で高等学校が定める時間の授業をもって一単位として単位数を計算するものとする。ただし、音楽等の学科における個人指導による実技の授業については、高等学校が定める時間の授業をもって一単位とすることができる。

「号を削る。」

「号を削る。」

「号を削る。」

3 「略」

(通信教育用学習図書等による授業科目の単位数)

第六条 専攻科の通信制の課程における通信教育用学習図書その他これに準ずる教材を送付若しくは指定し、若しくはその内容をインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて提供し、主としてこれらにより学修させる授業(次条において「通信教育用学習図書等による授業」という。)又は主として放送その他の多様なメディアを利

(各授業科目の単位数)

第三条 「同上」

2 専攻科の課程における授業科目について、前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、高等学校の専攻科の教育の特性を踏まえつつ、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で高等学校が定める時間の授業をもって一単位とする。

二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で高等学校が定める時間の授業をもって一単位とする。ただし、音楽等の学科における個人指導による実技の授業については、高等学校が定める時間の授業をもって一単位とすることができる。

三 一の授業科目について、講義若しくは演習又は実験、実習若しくは実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組合せに応じ、前二号に規定する基準を考慮して高等学校が定める時間の授業をもって一単位とする。

3 「同上」

(通信教育用学習図書等による授業科目の単位数)

第六条 専攻科の通信制の課程における通信教育用学習図書その他これに準ずる教材を送付若しくは指定し、主としてこれらにより学修させる授業(次条において「通信教育用学習図書等による授業」という。)又は主として放送その他の多様なメディアを利用した指導による授業(第四条第一項に規定するものを除く。次条において「放送等によ

用した指導による授業（第四条第一項に規定するものを除く。次条において「放送等による授業」という。）の授業科目について単位数を定めるに当たっては、第三条第二項及び第三項の規定にかかわらず、四十五時間の学修を必要とする通信教育用学習図書等又は放送等による学修をもって一単位とする。

る授業」という。）の授業科目について単位数を定めるに当たっては、第三条第二項及び第三項の規定にかかわらず、四十五時間の学修を必要とする通信教育用学習図書等又は放送等による学修をもって一単位とする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（特別支援学校の高等部の専攻科のうちその課程を修了した者が大学に編入学することができるものの課程の基準の一部改正）

第二十三条 特別支援学校の高等部の専攻科のうちその課程を修了した者が大学に編入学することができるものの課程の基準（平成二十八年文部科学省告示第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後

改正前

(各授業科目の単位数)

第三条 「略」

2 専攻科の課程における授業科目について、前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、特別支援学校の専攻科の教育の特性を踏まえつつ、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね十五時間から四十五時間までの範囲で特別支援学校が定める時間の授業をもって一単位として単位数を計算するものとする。ただし、音楽等の学科における個人指導による実技の授業については、特別支援学校が定める時間の授業をもって一単位とすることができる。

「号を削る。」

「号を削る。」

「号を削る。」

3 「略」

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(各授業科目の単位数)

第三条 「同上」

2 専攻科の課程における授業科目について、前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、特別支援学校の専攻科の教育の特性を踏まえつつ、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で特別支援学校が定める時間の授業をもって一単位とする。

二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で特別支援学校が定める時間の授業をもって一単位とする。ただし、音楽等の学科における個人指導による実技の授業については、特別支援学校が定める時間の授業をもって一単位とすることができる。

三 一の授業科目について、講義若しくは演習又は実験、実習若しくは実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組合せに応じ、前二号に規定する基準を考慮して特別支援学校が定める時間の授業をもって一単位とする。

3 「同上」

（構造改革特別区域法第十四条第一項の認定に係る職業能力開発短期大学校が行う特定高度職業訓練の基準の一部改正）

第二十四条 構造改革特別区域法第十四条第一項の認定に係る職業能力開発短期大学校が行う特定高度職業訓練の基準（令和四年文部科学省告示第百十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

	改正後
<p>2 〔略〕</p>	<p>2 〔同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>

改正後

改正前

(訓練時間の単位数への換算)

第二条 特定高度職業訓練を受ける者の訓練の成果を証する必要がある場合において、当該者が履修した科目の訓練時間を単位数に換算するときは、四十五時間の訓練を必要とする内容の科目を一単位とするこ
とを標準とし、職業能力開発短期大学の訓練の特性を踏まえつつ、
訓練の実施方法に
応じ、当該科目による教育効果、職業能力開発短期
大学校での訓練時間外に必要な訓練等を考慮して、おおむね十五時間
から四十五時間までの範囲で職業能力開発短期大学校が定める時間の
授業をもって一単位として単位数を計算するものとする。

〔号を削る。〕

〔号を削る。〕

〔号を削る。〕

(訓練時間の単位数への換算)

第二条 特定高度職業訓練を受ける者の訓練の成果を証する必要がある場合において、当該者が履修した科目の訓練時間を単位数に換算するときは、四十五時間の訓練を必要とする内容の科目を一単位とするこ
とを標準とし、職業能力開発短期大学の訓練の特性を踏まえつつ、
訓練の実施方法に
応じ、当該科目による教育効果、職業能力開発短期
大学校での訓練時間外に必要な訓練等を考慮して、次の基準により行
うものとする。

一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で職
業能力開発短期大学校が定める時間の訓練をもって一単位とする。

二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの
範囲で職業能力開発短期大学校が定める時間の訓練をもって一単位
とする。

三 一の科目について、講義若しくは演習又は実験、実習若しくは実
技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組合
せに応じ、前二号に規定する基準を考慮して職業能力開発短期大学
校が定める時間の訓練をもって一単位とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この告示は、大学設置基準等の一部を改正する省令の施行の日（令和四年十月一日）から施行する。

(認可の申請に係る審査に関する経過措置)

第二条 令和五年度に行おうとする大学の設置等（大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）第一条に規定する大学の設置等をいう。以下同じ。）の認可の申請に係る審査については、なお従前の例による。

2 令和六年度に行おうとする大学の設置等の認可の申請に係る審査については、大学及び高等専門学校を選択により、なお従前の例によることができる。

3 令和七年度以後に行おうとする大学の設置等の認可（設置者の変更に係るものに限る。）の申請に係る審査については、前項の規定を準用する。

(届出に関する経過措置)

第三条 この告示の施行の日前にした大学の設置等の届出については、なお従前の例による。

2 前項の規定にかかわらず、令和五年度又は令和六年度に行おうとする大学の設置等の届出については、大学及び高等専門学校の選択により、なお従前の例によることができる。

(教員に関する経過措置)

第四条 この告示の施行の際現に設置されている大学及び高等専門学校に対する次の各号に掲げる規定の適用については、なお従前の例によることができる。

一 この告示による改正後の大学設置基準別表第一イ備考第十号の規定に基づく薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部に係る基幹教員について定める件の規定

二 この告示による改正後の大学が外国に学部、学科その他の組織を設ける場合の基準の規定

三 この告示による改正後の大学設置基準附則第四項の規定に基づき、医学部の収容定員を七百二十人を超えて増加する大学の基幹教員数の算定に係る別表第一ロに定める医学関係の基幹教員数に係る基準について定める件の規定

四 この告示による改正後の短期大学が外国に学部、学科その他の組織を設ける場合の基準の規定

2 前項の規定にかかわらず、令和七年度以後に行おうとする大学の設置等の認可（設置者の変更に係るものを除く。）の申請又は届出をする場合には、当該認可の申請又は届出に係る大学又は高等専門学校については、この告示による改正後のそれぞれの告示の規定を適用する。